

環 政 第 1163 号
令和 7 年 3 月 14 日

富山県環境審議会
会長 齋 藤 滋 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県廃棄物処理計画の改定について（諮問）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

富山県廃棄物処理計画の改定について

1 諮問の経緯

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により、国の基本方針に即して、区域内の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」（廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされている。

本県では、平成15年に「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」を策定し、概ね5年ごとに改定を行っており、現在の第4期計画が令和7年度末に終期を迎えることから改定（第5期計画の策定）を諮問するものである。

2 現状（県内の廃棄物処理状況、廃棄物行政の動向）

（1）県内の廃棄物処理状況（詳細：別紙2）

- ・ 一般廃棄物については、排出量は漸減傾向にあるものの、現行計画の目標達成は困難と考えられる。循環利用率及び最終処分量は横ばいで推移しており、達成は困難と考えられる。
- ・ 産業廃棄物については、排出量の削減と循環利用は進んでおり、目標を達成できると見込まれる。一方、最終処分量の減少は進んでおらず、達成は困難と考えられる。
- ・ 能登半島地震によって発生した多量の災害廃棄物の処理を推進している。

（2）廃棄物行政の動向等

- ・ 国では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出した「第5次循環型社会形成推進基本計画」を国家戦略として策定（令和6年8月）
- ・ また、プラスチック資源循環法や再資源化事業等高度化法を施行するとともに、太陽光発電設備のリサイクル制度の創設（新法の制定）や再生材利用の拡大に向けた資源有効利用促進法の改正を行う予定
- ・ 関東地方を中心に金属スクラップ等の不適正ヤード問題への対応が大きな課題となり、国が対策を検討
- ・ 県では、新たな総合計画の策定に向けて審議を進めているところ

3 改定の趣旨

来年度に現行計画が終期を迎えるところ、県内の廃棄物処理の課題や最近の廃棄物行政の動向、新たな県総合計画の策定等を踏まえ、資源循環や廃棄物の適正処理をより一層推進する必要があるため、計画を改定するものである。

4 スケジュール

令和7年3月	環境審議会への諮問
令和7年4月～	廃棄物専門部会での検討（3回程度開催）、パブリックコメントの実施
令和8年3月	環境審議会からの答申、計画の改定

県内における廃棄物の処理状況

1 一般廃棄物

区分	実績		第4期計画の目標	目標との比較
	H29年度 (基準年度)	R4年度	R7年度	
排出量	421千t	404千t [H24比▲4%]	374千t [H29比▲11%]	達成困難
循環利用率	27%	25.4%	28%に増加	達成困難
最終処分量	38千t	36千t [H29比▲7%]	32千t [H29比▲17%]	達成困難

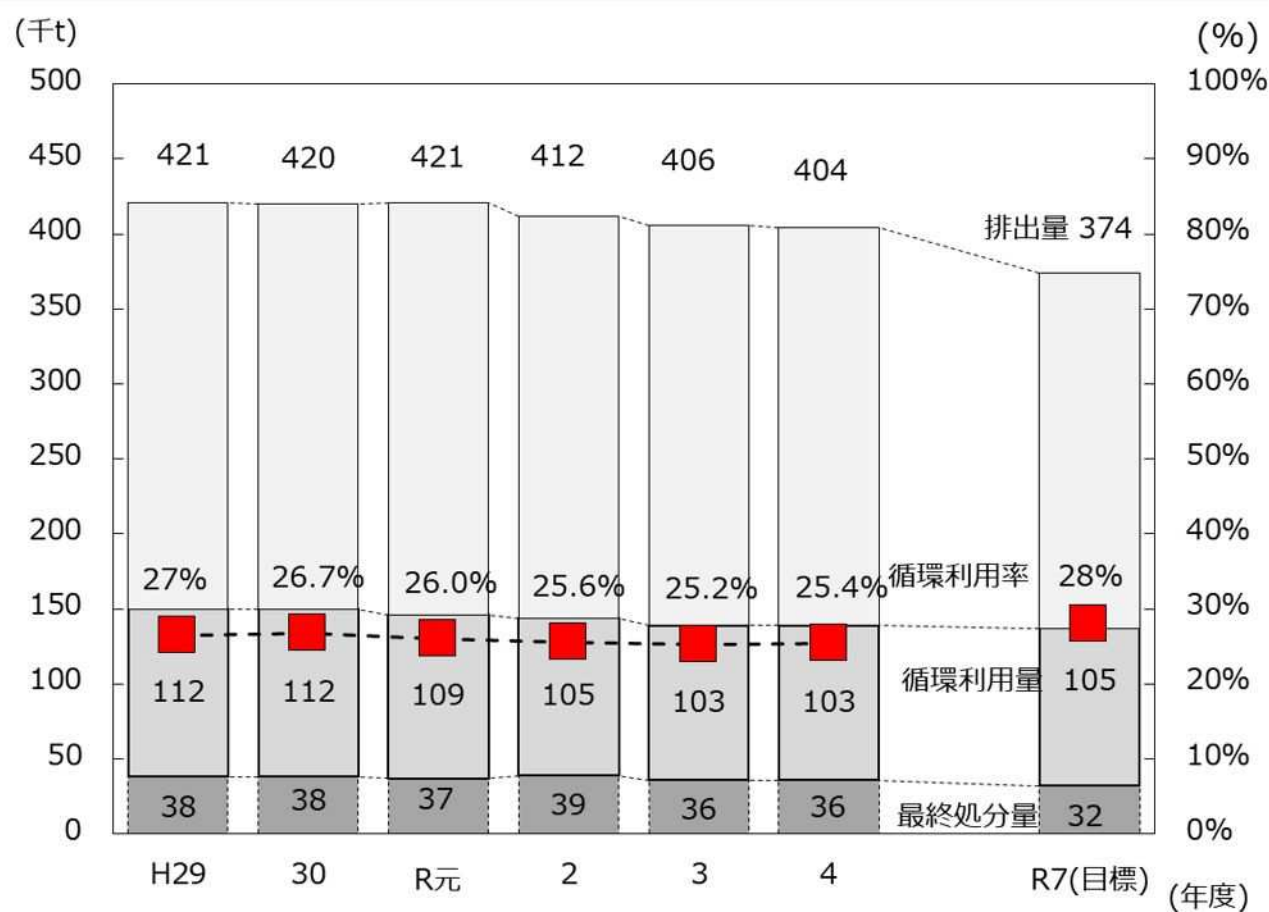


図 一般廃棄物の処理状況の推移

2 産業廃棄物

区分	実績		第4期計画の目標	目標 との比較
	H29年度 (基準年度)	R4年度	R7年度	
排出量	4,388千t	4,197千t 〔H29比▲4%〕	4,228千t 〔H29比▲4%〕	達成見込み
循環利用率	33%	41%	36%に増加	達成見込み
最終処分量	197千t	226千t 〔H29比15%〕	138千t 〔H29比▲30%〕	達成困難

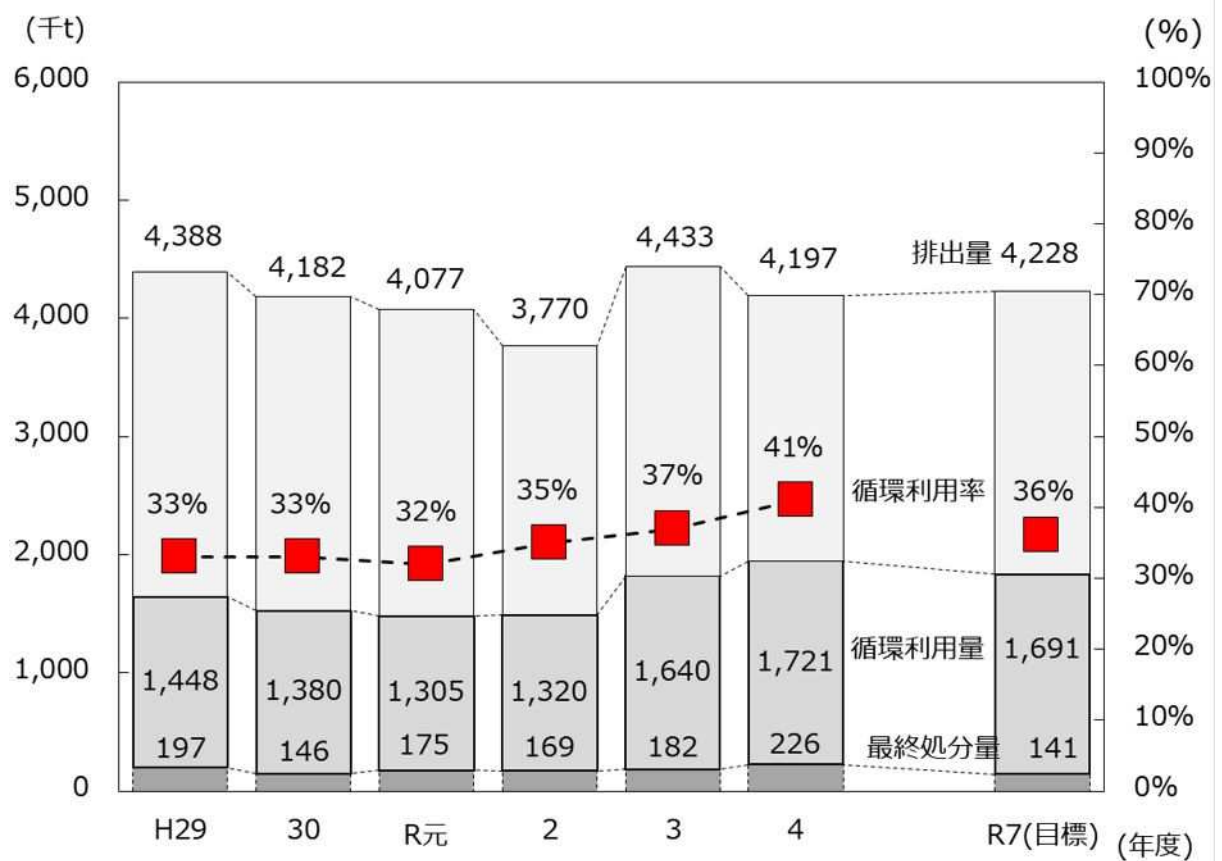


図 産業廃棄物の処理状況の推移

第4期富山県廃棄物処理計画の概要

参考

第1章 総論

- 位置付け
 - 廃棄物処理法に基づき、国の基本方針等に沿って定める計画
 - 県の総合計画や環境基本計画の廃棄物処理に関する個別計画
- 計画の期間
令和3年度から7年度までの概ね5年間
(ただし、経済社会情勢や廃棄物の排出状況などに
大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行う。)

第2章 廃棄物の現状

1 一般廃棄物の現状（現行計画の目標との比較）

区 分	30年度 (実績)	2年度 (目標)	目標との比較
排 出 量	420千t	373千t	未達成
再 生 利 用 量 (再生利用率)	112千t (27%)	101千t (27%)	達成見込み
最 終 処 分 量	38千t	32千t	未達成

2 産業廃棄物の現状（現行計画の目標との比較）

区 分	30年度 (実績)	2年度 (目標)	目標との比較
排 出 量	4,182千t	4,695千t	達成
再 生 利 用 量 (再生利用率)	1,474千t (35%)	1,878千t (40%)	未達成
[減量化・再生利用率]	[97%]	[97%]	達成見込み
最 終 処 分 量	146千t	141千t	達成見込み

3 現行計画期間における主な取組みの実施状況（本編に記載）

第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

- 廃棄物に関する最近の課題
 - プラスチックの国内における資源循環や、マイクロプラスチックを含めた海洋プラスチックごみ対策を一層推進する必要がある。
 - 食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、食品ロス・食品廃棄物の削減や再生利用の取組みを一層加速化する必要がある。
 - 感染症の流行等に備えて、廃棄物処理体制を強化する必要がある。
 - 頻発する自然災害に対応するため、災害廃棄物の広域処理体制の構築と円滑な運用等に取り組む必要がある。
- 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用に関する課題
 - 〔一廃〕 ごみの分別ルール徹底による一層の再生利用等の促進を図る必要がある。
 - 〔産廃〕 廃プラスチック類のさらなる再生利用や熱回収利用に取り組む必要がある。
- その他の課題
 - 中山間地域等での不法投棄や不適正処理の監視・指導を強化する必要がある。
 - 低炭素社会づくりに向けて、再生可能エネルギーの活用、廃棄物のエネルギー利用等を加速させる必要がある。
 - 地域に貢献する優良な廃棄物処理業者の育成を図る必要がある。

第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

- 本県の目指すべき循環型社会の姿【富山県の将来像】
 - ☆ S D G sの達成に向けて、県民や事業者、行政等が緊密に連携協力し、資源効率性の高い社会を構築
 - ☆ デジタル技術や再生可能エネルギーを活用し、廃棄物が資源として可能な限り再循環し続けるより高度な循環型社会を形成
 - ☆ 資源循環を担う廃棄物処理事業者等が、感染症や災害の発生時にも社会の基盤として事業が継続される社会

2 計画の目標

(1) 一般廃棄物の目標

区 分	現 状		将来予測	目 標 値
	29年度 (国基準年度)	30年度 (最新実績)	7年度 (計画最終年度)	7年度 (計画最終年度)
排 出 量	421千t	420千t	398千 t	374千t 〔29年度比▲11%〕
循環利用率	27%	27%	27%	28%に増加
最終処分量	38千t	38千t	36千 t	32千t 〔29年度比▲17%〕

※循環利用率：一般廃棄物は従来の「再生利用率」の数値と同じ。産業廃棄物は〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕を〔排出量〕で除した数値。

〔国の基本方針等の目標（一廃）〕
・排 出 量：29年度比約11%削減
・循環利用率：約28%（約1%増加）
・最終処分量：29年度比約17%削減

(2) 産業廃棄物の目標

区 分	現 状		将来予測	目 標 値
	29年度 (国基準年度)	30年度 (最新実績)	7年度 (計画最終年度)	7年度 (計画最終年度)
排 出 量	4,388千 t	4,182千 t	4,285千 t	4,228千 t 〔29年度比▲4%〕
循環利用率	33%	32%	33%	36%に増加
最終処分量	197千t	146千t	148千 t	138千 t 〔29年度比▲30%〕

〔国の基本方針等の目標（産廃）〕
・排 出 量：29年度比約2%増加に抑制
・循環利用率：約38%（約3%増加）
・最終処分量：29年度比約2%増加に抑制

第5章 循環型社会づくりのための推進施策

㊦：新規 ㊧：拡充

1 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

① プラスチック類の資源循環の推進

- ワンウェイプラスチック製品等の使用削減
- ㊦ 国の新制度による徹底的な資源循環の推進
- ㊦ プラスチック製品の代替素材の利活用の推進

② 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進

- 消費者、事業者等が連携した食品ロス等削減運動の展開
- ㊦ フードバンク活動やフードドライブなど未利用食品等の有効活用

③ ウィズコロナ・アフターコロナ社会における取組みの促進

- ㊦ 感染症拡大防止のためのごみの出し方の周知啓発
- ㊦ 廃棄物処理に必要な資器材の確保等の体制の整備の促進

④ 災害廃棄物対策の推進

- ㊦ 処理の実効性を高めるための研修、訓練等の実施
- ・ 処理の広域的な連携協力体制の構築と円滑な運用

2 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

- ・ ごみ分別ルールの遵守や可燃ごみへの資源ごみ混入防止の徹底
- ㊦ リユース・シェアリングの普及拡大の推進
- ㊧ 県認定エコ・ステーションなどの資源回収の仕組みづくり

第6章 各主体の役割

1 県民の役割

ワンウェイのプラスチック製品の過剰な使用の抑制や分別回収への協力など、廃棄物の排出抑制や循環的利用に向けた取組みを実践する。

2 事業者の役割

事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理し、排出事業者、製造・販売業者、処理業者それぞれの立場から廃棄物の循環的利用に努める。

3 県・市町村の役割

廃棄物の適正処理、廃棄物処理体制の整備、3Rに関する取組への支援等を行う。

3 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

- ㊦ 一般廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定
- ㊧ 高濃度PCB廃棄物の処理完了に向けた指導等の強化
- ㊦ 太陽光発電設備のリサイクル及び適正処理の推進
- ㊦ リチウムイオン電池使用製品や廃エアゾール製品による事故防止の徹底
- ㊦ 高齢者世帯等へのごみ出し支援や使用済紙おむつの再生利用や熱回収利用の推進
- ㊦ 企業や団体等と連携した不法投棄の監視・通報体制の整備

4 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

- ㊧ S D G s 達成に向けた循環資源の地産地消の推進
- ㊧ S D G s 達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進

5 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出

- ・ 廃棄物処理施設の省エネ化や再生可能エネルギー導入の推進
- ㊦ I o T ・ A I 技術等を活用した処理の高度化・効率化への支援

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備

「環境とやま県民会議」や「市町村一般廃棄物対策推進協議会」などの場を活用し、意見・情報交換を行うほか、意見等を施策に反映する。

2 計画の進行管理

廃棄物の排出及び処理状況などを継続的に把握するとともに、目標の達成状況は20項目の評価指標を用いて検証する。